

宅地造成等規制法に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) 宅地造成 工事許可申 請手数料	宅地造成等規制 法（昭和 36 年法 律第 191 号。以下 この部において 「法」という。） 第 8 条第 1 項の 規定に基づく宅 地造成に関する 工事の許可の申 請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積が 0.05 ヘクタール以 内のもの	12,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 0.05 ヘクタールを 超え 0.1 ヘクタール以内のもの	21,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 0.1 ヘクタールを 超え 0.2 ヘクタール以内のもの	31,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 0.2 ヘクタールを 超え 0.5 ヘクタール以内のもの	47,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 0.5 ヘクタールを 超え 1 ヘクタール以内のもの	67,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 1 ヘクタールを超 え 2 ヘクタール以内のもの	110,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 2 ヘクタールを超 え 4 ヘクタール以内のもの	170,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 4 ヘクタールを超 え 7 ヘクタール以内のもの	250,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 7 ヘクタールを超 え 10 ヘクタール以内のもの	340,000 円
		切土又は盛土をする土地の面積が 10 ヘクタールを超 えるもの	420,000 円
		(2) 宅地造成 工事変更許 可申請手数 料	法第 12 条第 1 項 の規定に基づく 宅地造成に関す る工事の計画の 変更の許可の申 請に対する審査
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 0.05 ヘクタールを超え 0.1 ヘクタール以内のもの	21,000 円		
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 0.1 ヘクタールを超え 0.2 ヘクタール以内のもの	31,000 円		
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 0.2 ヘクタールを超え 0.5 ヘクタール以内のもの	47,000 円		
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 0.5 ヘクタールを超え 1 ヘクタール以内のもの	67,000 円		
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 1 ヘクタールを超え 2 ヘクタール以内のもの	110,000 円		
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 2 ヘクタールを超え 4 ヘクタール以内のもの	170,000 円		
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 4 ヘクタールを超え 7 ヘクタール以内のもの	250,000 円		
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 7 ヘクタールを超え 10 ヘクタール以内のもの	340,000 円		
計画の変更に係る切土又は盛土をする土地の面積が 10 ヘクタールを超えるもの	420,000 円		
その他のもの	10,000 円		
(3) 宅地造成 工事許可証 明手数料	法第 8 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付		1 通につき 400 円